

伊方訴訟ニュース

第 62 号

1978年10月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

控訴審第1回公判を前に

柏木判決糾弾の準備書面を提出

伊方1号炉の控訴審は、いよいよ、10月27日に第1回公判を迎えます。原告ら地元住民はもとより、法学者や報道関係者からも強い批判を受けた柏木判決が裁かれようとしています。

すでに控訴状は、さる4月30日に提出されていますが、控訴理由についての主張をまとめた準備書面(控訴人(原告)I)が、10月13日に高松高裁あて提出されました。弁護団を中心に、数ヶ月にわたる討論と執筆作業によって作られた準備書面は三編より構成されています。

第一編の「原子力発電所の危険性」では、はじめて原発問題と取り組む裁判官を念頭に置いて、第一審で原告ら住民が展開してきた主張が取りまとめられています。そこには、憲法に違反して、原告ら住民に押しつけられてきた超危険物の実態が、各争点ごとに第一審での住民側、国側双方の主張を対比させつつ、説得的にのべられています。

第二編「原判決についての概括的批判」には、すでにこれまで多くの法学者や自然科学者によってのべられてきた柏木判決を引用しつつ、「稀代の悪判決」の基本的な姿勢と構造とが鋭く告発されています。そこでは、柏

木判決にのべられている裁量処分論と立証責任論のカラクリが暴露され、また、判決の基礎となる事実整理で、原告住民側の主張が落とされたり、勝手に簡略化されたりした不公正さも明らかにされています。そして第三編の「原判決についての各論批判」では、柏木判決の随所に見られる目に余る罪状の中から、典型的と思われるもののいくつかを、各争点ごとに摘出して、その不公正さと無知ぶりを糾弾しています。

この準備書面の内容は、第1回公判で陳述されますが、被控訴人(被告)の国側は、書面を検討してから答弁したいと、かねがね云ってきていますから、その答弁と主張は次回以後になると思われます。(6頁右に続く)

控訴審第1回公判

高松高等裁判所

10月27日(金) 午前10時30分

控訴人(原告)控訴状と主張の陳状
当日公判前後に、高松高裁に近い四国電力本社前と裁判所構内とで、抗議と激励の集会在予定されています。

2 号 炉 訴 訟

被告国側の「答弁書」(後半部)

三 本件許可処分の適法性

本件許可申請は、原子炉等規制法24条1項各号に掲げる許可基準に適合しており、本件許可処分は適法である。

1 一号適合性

本件原子炉は、四国電力が一般電気事業(電気事業法2条1項)を営むために商業用発電炉として用いるものであることから、平和の目的以外に利用されるおそれはなく、したがって、本件許可申請は同項一号の基準に適合している。

2 二号適合性

本件原子炉の設置は、我が国の原子力発電は当面実用化されている軽水型原子炉を中心に進めていくとの基本的方向にのっとり、かつ、我が国のエネルギー供給上十分な意義を有するものであると認められることから、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、したがって、本件許可申請は同項二号の基準に適合している。

3 三号適合性

本件許可申請者たる四国電力の擁する技術者の質及び数、技術者養成計画、諸般の技術開発を含む従来の経営実績並びに総合的経理能力等からみて、四国電力には本件原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理の基礎並びにその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められ、したがって、本件許可申請は同項三号の基準に適合している。

4 四号適合性

本件原子炉は、以下詳述するように、その基本的設計方針において、十分安全なものとして設計、建設されることとなっており、したがって、本件許可申請は、同項四号の基準に適合している。

(一) 本件原子炉の設計における安全性の確保

本件原子炉については、その設計に際し、以下に述べるように、①当該地環境において予想されるあらゆる自然力に対して十分耐え得るような設計方針が採用されていることはもちろんのこと、②その運転に際し異常な状態の発生することが極力防止されるようになっているとともに、③仮に異常が発生したとしても、その拡大を防止し、周辺公衆の安全を確保できるような設計方針が採用されており、その設計は、原子力委員会が定めた軽水炉についての安全設計に関する審査指針(昭和45年4月23日原子力委員会決定以下「安全設計審査指針」という。)をも十分満足するものとなっている。

(1) 自然条件に対する配慮

本件原子炉の主要施設(例えば原子炉格納施設、原子炉圧力容器等)については、当該地域に関する過去の記録等を基に予測される最も荷酷な自然力に対しても耐え得るよう所要の設計条件を設定している。

すなわち、本件原子炉の場合には、その自然条件として考慮すべきものには、地盤、地震、高潮、台風等があるが、例えば、地震に対しては、本件原子炉建屋を堅硬な岩盤によって直接支持させるとともに、過去の地震歴

等から当該敷地において考えられる最大の地震動を推定し、これを上回る設計地震動を設定することによって、原子炉施設が右の最大地震動に耐え、安全を確保し得るよう十分余裕のある耐震設計がなされている。

また、台風については、本件原子炉敷地周辺における台風に関する十分な資料を基に建築基準法に定める基準に従って設計されることとなっており、高潮についても、当該敷地前面海域における既往最高潮位 E L. +2.88メートルに対し、敷地整地高さを E L. +10.00メートルにするなど万全の防護措置が講じられている。

(2) 異常状態の発生防止

本件原子炉において使用される設備・機器は、その健全性を高度に維持するため、材料の選択や製作等の段階における管理を重視するとともに、その設計に際しては、①所要の安全余裕をもたせるとか、あるいは部分的な異常に対してもこれが故障につながらないように重複性をもたせることとし、②誤動作による異常の発生を防止するため複数の信号を用いて計測制御を行うとか、電源等の駆動源が喪失した場合にも常に安全サイドに働くいわゆる「フェイル・セーフ」の考え方を採用し、③原子炉の運転が開始された後においてもその性能が引き続き確保されていることを試験、検査、監視することができるような構造とし、更に、④各種の制御信号を正確かつ速やかに処理してその運転を安全に継続するため、自動制御装置が備えられるなどの配慮を行って、運転に際し異常が発生することを防止することとなっている。

(3) 異常状態の拡大防止

本件原子炉は、右に述べたような

配慮にもかかわらず、たとえ運転中になんらかの異常な状態が発生したとしても、計測監視装置によって異常状態を検知し、直ちに警報が発せられ、異常を生じた機器の停止、予備器の起動等所要の措置が講じられることとなっているため、異常状態が拡大することは確実に防止される。

(4) 安全防護設備の設置

本件原子炉は、前述したように、異常状態の発生防止及び異常状態の拡大防止にいずれも万全の対策が講じられているため、外部に異常な放射性物質の放出をもたらす事態が発生する可能性はない。事実、商業発電用原子炉において、これまで、右のような事態が発生したことは皆無なのである。

しかしながら、正に念には念を入れるという考え方の下に、本件原子炉においては、外部に対して放射性物質を異常に放出するおそれのある事態の発生を仮に想定した場合においても周辺公衆の安全を確保するため、E C C S、格納容器、格納容器スプレイ系、アニュラス空気再循環設備の四つの安全防護設備を設け、放射性物質の外部への放出を抑制又は防止することとしている。

例えば、想定に係る事故のうち、炉心に最も大きな影響を及ぼす可能性がある一次冷却系配管破断の場合には、放射性物質を含んだ一次冷却水が格納容器内へ流出するが、①E C C Sによって炉心に注入される冷却水により流出した一次冷却水を補い、②格納容器によって放射性物質の外界への流出を防ぎ、③格納容器スプレイ系から放出される冷却水によって、加熱され、圧力の高くなった格納容器を冷却、減圧し、④アニュラス空気再循環設備によって格納容器から漏洩した放射性物

質を捕捉することによって、放射性物質の外部への放出を抑制又は防止することとしている。

(二) 本件原子炉の放射性物質の放出管理における安全性の確保

本件原子炉は、その炉心において発生した放射性物質について、以下に述べるように、まず、第一に、放射性物質が一次冷却水中に現われるのを極力防止し、第二に、一次冷却水中に現われた放射性物質については、これをできる限り捕捉して原子炉施設内部に貯蔵、保管することによって、環境に放出される放射性物質の量を最小限に抑制し、これによる周辺公衆の被曝線量が許容被曝線量等を定める件に定める許容被曝線量年間0.5レムをはるかに下回することはもちろんのこと、as low as practicableの考え方にに基づき、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)に適合するものであることを確認している。

(1) 一次冷却水中の放射性物質の発生 の抑制

一次冷却水中に放射性物質が現われる原因としては、燃料に伴って、燃料棒中に生成された放射性物質(主として、クリプトン、キセノン等の希ガス)が、燃料被覆管に生じたピンホール等から一次冷却水中に漏洩すること、及び、一次冷却水に含まれている空気や容器、バルブ等の材料の腐食生成物(コバルト、マンガン等)が、中性子の照射を受けて放射化され、放射性物質となることの二つがある。

本件原子炉においては、これらの原因による一次冷却水中の放射性物質の発生を極力抑

制するため、燃料を、放射性物質をその内部に保持する高い機能を持つペレットに焼き固め、それを機械的強度、耐熱性、耐放射線性耐食性に優れたジルコニウム合金製の燃料被覆管の中に密封することによって、燃料の燃焼に伴って生成する放射性物質の一次冷却水中への漏洩を防止するとともに、一次冷却水に触れる原子炉圧力容器内面や配管等はすべて耐食性の強いステンレス鋼、インコネル、ジルコニウム合金等を使用する等一次冷却水中の不純物の発生を抑制することによって、一次冷却水中の放射性物質の発生を抑制している。

(2) 放射性物質の処理

右の措置にもかかわらず、一次冷却水中に現われた放射性物質は、これを一次冷却系内に保持して外部への漏出を防ぐとともに、一次冷却系を循環する過程において一次冷却水から分離、抽出することによって、一次冷却水中に含まれる放射性物質の量を少なくすることとしている。

すなわち、加圧水型である本件原子炉においては、一次冷却水は、原子炉圧力容器、蒸気発生器、一次冷却材ポンプ及びこれらを連結する配管からなる閉回路(一次冷却系)内を循環しており、蒸気発生器二次側からタービン、復水器、給水ポンプを経て蒸気発生器二次側へと循環する二次冷却水とは隔離されているため、一次冷却水中に現われた放射性物質は、一次冷却水とともに一次冷却系内に保持されることとなる。

また、右閉回路には化学体積制御設備が設けられているため、一次冷却水中に現われた放射性物質は、右閉回路を循環する過程において、化学体積制御設備のもつ脱気機能(気

体状のものを分離する機能)、脱塩機能(冷却水中のイオン状不純物を分離する機能)によって、一次冷却水から分離、抽出される。

右化学体積制御設備において一次冷却水から分離、抽出された放射性物質は、水質検査のため一次冷却水とともに抽出した放射性物質や一次冷却系のポンプ、バルブ等から一次冷却水とともに漏洩した放射性物質等とともに、その性状に応じて、気体、液体及び固体廃棄物として、それぞれ所要の措置を講ずることとしている。

(3) 放射性物質による周辺公衆に対する被曝線量の評価

右に述べた放射性物質の処理に際しては、その一部が外部へ放出されることとなるが、その放出に際しては、放射性モニタで監視しながら放出するなど安全上十分な配慮を行うこととしている。

そして、外部へ放出される放射性物質による周辺公衆に対する被曝線量は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」(昭和51年9月原子力委員会決定)に基づき、本件原子炉によるもの全身0.5ミリレム、甲状腺6ミリレム、そして伊方発電所一号炉による寄与を含めても、全身0.7ミリレム、甲状腺10ミリレムと評価され、許容被曝線量を定める許容被曝線量年間0.5レムをはるかに下回るものであることはもちろんのこと、前記線量目標値指針に定める全身5ミリレム、甲状腺15ミリレムの線量目標値をも下回ることを確認している。

(三) 万一の事故に備えての立地条件

本件原子炉には、前述したように、異常状態の発生を極力防止するために各種の

配慮がなされているとともに、異常状態が発生した場合にもその状態が拡大することを防止するための防護策が講じられ、事故防止のための万全の措置が採られており、更に、たとえ事故が発生したとしても周辺公衆に放射線障害を与えることのないように各種の安全防護設備が設置されているのであるが、その上更に、安全対策に万全を期するとの観点から、他産業には見られないほどに念の入った安全確保のための方法が採られており、万一の事故の場合にも周辺公衆の安全を確保するため、立地審査指針に基づき、原子炉は、その安全防護設備との関連において、十分に公衆から離れていること等の立地条件が必要とされているのである。

すなわち、第一に、技術的見地からみて最悪の場合に起こるかもしれないと考えられる事故(「重大事故」)の発生を仮定した場合に、人がい続けるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲を非居住区域とすること、第二に、重大事故を超えるような、すなわち技術的見地からすれば到底起こると考えられないような事故(「仮想事故」)ではあっても、その発生を仮定した場合に、何らの措置も講じなければ、その範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲を低人口地帯とすること、第三に、原子炉敷地は、右仮想事故の全身被曝線量の積算値(集団中の一人一人の被曝線量の総和)が国民遺伝線量の見地から十分受け入れられる程度に小さな値になるように人口密集地帯から離れていること及び右距離ないし範囲を判断するめやすとして、重大事故の場合については、甲状腺(小児)に対して150レム及び

全身に対して25レム、仮想事故の場合については、甲状腺（成人）に対して300レム及び全身に対して25レム、全身被曝線量の積算値としては200万人レムをそれぞれ定めている。

なお、右線量値は、いずれも、原子炉の立地条件を判断するための一方法として、原子炉と周辺公衆との離隔の状態を判断するに際して用いるめやすたる線量であって、周辺公衆に右線量値までの被曝を許容するものとしての許容被曝線量とは明らかにその性格を異にするものである。（右線量値はいずれも、仮に、その線量を被曝したとしても、少なくとも身体的障害として認められるような影響が出るというような線量ではない。）

ところで、本件原子炉の敷地は、原子炉設置点を中心にほぼ半円形の形状をもち、その面積は約75万平方メートル、本件原子炉から敷地境界までの最短距離は約630メートルであり、また、昭和49年（一部昭和48年）、原子炉から半径約1300メートル以内には一般人家はなく、半径3キロメートル以内の人口は約3900人、5キロメートル以内の人口は約7800人である。

審査会は、このような本件原子炉の立地条件について、立地審査指針に基づく重大事故を想定した災害評価を行い、その結果、本件原子炉は、右想定された事故の場合における放射性物質の放出量が大きくなるように安全防護設備の働き等を控え目に見積り、放出されるとする放射性物質による周辺公衆の被曝線量を、気象、放出高さ等の拡散条件について厳しい条件を用いて解析しても、前記の非居住区域及び低人口地帯はすべて本件原子炉敷地内に入ることとなり、十分前記立地審

査指針に適合するものであることを確認した。（1頁から続く）

高松高裁としては、一審で議論ずみ、ということで、原発の危険性の実態の面倒な審理を、できるだけ避けたいという意向を強く押し出してくることも充分予想されます。しかし、準備書面にのべられた柏木判決の告発文を読めば、高松高裁の裁判官も、ことの重大さを改めて理解することでしょう。

準備書面はB5版340頁に及ぶ大部なものですので、以下には、その「目次」だけをお知らせしておきます。会員や読者の皆さんが、準備書面の内容をご検討のうえ、ご意見をお寄せ下さることを期待しています。

（事務局）

準備書面（控訴人（原告）I）目次

第1編 原子力発電所の危険性

第1章 原子力発電のしくみ

第2章 原子力発電所の危険性の根源

第3章 プルトニウムの恐怖

第4章 平常運転時に放出される放射能の恐しさ

第5章 伊方原子力発電所の技術的欠陥

第6章 伊方原子力発電所の立地選定の誤りとその危険性

第7章 むすび 原子力発電の危険な本質

第2編 原判決についての概括的批判

第1章 稀代の悪判決

第2章 裁量処分論批判

第3章 立証責任論批判

第4章 原判決の事実整理のやり方について

第3編 原判決についての各論批判

第1章 平常時被曝の危険を否定した原判決批判

第2章 温排水無審査を容認した原判決批判

第3章 燃料の危険を誤認した原判決批判

第4章 蒸気発生器についてのずさんな審査を擁護した原判決批判

第5章 原子炉圧力容器および1次冷却系配管の重大な危険を看過した原判決批判

第6章 ECCSの有効性を誤認した原判決批判

第7章 立地選定に伴う重大な危険を無視した原判決批判 — 耐震設計の過大評価の容認を中心にして

第8章 事故災害を不当に過小評価した原判決批判

第9章 審査手続の個別的瑕疵を容認した原判決批判

準備書面（控訴人（原告）I）

B5版340頁

1部4,000円（会員、ニュース読者の皆さんには1,000円割引）

限られた部数の印刷のため、いつものように高価なものとなりましたが、カンパ活動の一環として、まわりの方々にもおすすめいただければ幸いです（事務局）

伊方1号炉で放射能漏れ

さる10月4日のヒル前、四国電力から愛媛県に、放射能を含んだ1次冷却材（原子炉水）が格納容器建物内に漏れ出たため、伊方1号炉を停止したとの連絡があった。このニュースは、すぐに、マスコミを通して報道され、地元住民はじめ県民に大きな衝撃を与えた。

県と四国電力の発表では、1次冷却材が漏出した場所は、1次冷却材ポンプの軸受部分であったという。1次冷却材ポンプとは、原子炉から配管を通して蒸気発生器に送り出された高温（340°C）、高圧（150気圧）の原子炉水を、再び原子炉内に送り返すために設けられているポンプのことで、伊方では2系統ある蒸気発生器に1基ずつ、合計2基備えられている。つまり、このポンプは、血液を送る心臓の役割を果たしているもので、余備のポンプもなく、かけかえのない重要な機器である。このポンプの動力は電気モーターで、ポンプの回転軸によってモーターと直結

されている。その回転軸から高温高圧の原子炉水が漏れ出さないように、軸受部分に、水密構造の封じ込め機構（シール）が取り付けられている。発表では、3段になっているそのシール部分から漏水したという。

1次冷却材ポンプは、原子炉に隣接して格納容器と呼ばれている建物内に置かれているので、漏水中に含まれていた放射能は格納容器内に出る。四電の発表では、格納容器内に置かれている放射線計測器の読みが、毎分300カウントから1,000カウントに上昇したという。環境への流出放射エネルギーは1.5キュリー程度で、周辺に置かれているモニターには感じなかったとも発表されているが、もちろん実態は不明なままである。

四国電力が1次冷却材ポンプからの漏水に気付いたのは、10月3日夜の11時40分ごろであるのに、原子炉の運転が停止され、県に通知されたのは、4日の午前11時過ぎであり、何と12時間近くも、発電所内で事

を収めようとした跡が歴然としている。それだけではなく、4日午後から発電所内で行なわれた記者会見で、四電の広報課長は、つぎのように強弁したという。

「今回の原子炉の停止は事故ではなく、かねてから予定していた中間点検を早めただけである」と。あまりにも見えすいたこのウソに、記者連中が、「7月に定期点検が終ったばかりなのに、中間点検とは何か」とつめ寄ると、「自分も中間点検とは何かよく知らない」と答える始末だったという。

こんど原子炉水を漏らしたシール機構は、ことしの7月に終った定期検査中に新品と取り替えられたという。そのうえ、シールは漏水を起こさないように3段構えて作られている。したがって、1次冷却材ポンプからの放射能を含んだ原子炉水の漏れは、“めったに起こらぬ事故”に属している。そうした事故もやっぱり起こるということを今回の事故は示している。

ただ今回の事故発表には、不明なことが多すぎる。たとえば、放射能漏れをどうして発見したのかがはっきりしていない。記者団に対し県は、「漏水を受けるタンクの温度が上昇し、警報ベルが鳴った」と説明したのに、一方、四電の当事者は、「そんなことは聞いていない。タンクにとりつけてある流量計が異常値を示したので発見した」と語ったという。全くのミステリーである。両者に共通していることは、当然異常を示したであろう放射線モニタのことに全くふれていないことである。伊方訴訟の法廷では、「ごくわずかの水漏れがあってもモニタで発見できる」と、国側は強調していたというのに。

また、放射能漏れが発見されてから原子炉

を止めるまでの12時間に、何が行なわれたかは全く不明のままである。四電の説明では、どこから漏れているのかをあちこち探している、1次冷却材ポンプであることをテレビで見つけた、ということになっている。もしそれが本当なら恐ろしい。ウロウロ探している間に1次冷却喪失事故が起こればどうするのであろうか。上述の広報課長の「中間点検」物語も、どうして原子炉停止が遅れたかのナゾにベールをかぶせるための演出だったのではなからうか。

今回のような重大な事故発生の経過を、ひた隠しにしている四電や県の姿勢の中に、少くとも行政裁判中は、“無事故記録”と見せかけたい必死さがにじみ出ている。しかし原発周辺地域での不安と動揺を背景にした住民の追及は、それを許さないであろう。(Q)

会計報告 (78.9/18~10/11)

収入

会費	24,000
ニュース購読料	27,050
カンパ	140,850
資料売上金	15,500
計	207,400

支出

ニュース代金	32,000
郵送料	7,320
為替手数料	240
資料費	730
コピー経費	17,000
弁護士合宿援助費	196,530
計	253,820

差引

借入金合計	853,114
-------	---------